

【様式3】

香川県会計規則第184条の2第3号に基づく随意契約の締結後情報

部(局)・課(所)名	香川県環境森林部みどり保全課
件名	瀬戸内海国立公園屋島園地維持管理業務
契約の相手方 (名称、所在地)	名称：公益社団法人高松市シルバー人材センター 所在地：高松市西宝町一丁目9番20号
契約締結日	令和7年4月1日
契約の相手方とした理由	香川県会計規則第184条の2第2号に基づく随意契約の締結前情報に掲げる受付期間内に見積書を提出したものが、上記の1事業所のみであり、当該事業所について契約の相手方として適当であるかどうかを、締結前情報に掲げる選定基準及び決定方法に基づき審査したところ、適当であると認められたため。